

# 印鑑登録される方へ

## 1. 登録できる人

春日井市に住民登録をしている 15 歳以上の人（成年被後見人となっている方は別途ご相談ください。）

## 2. 登録のできる印鑑

一边の長さ 8～25 ミリメートルの大きさで、住民票に記載されている氏、名又は氏名を使用しているもの。ゴム印等変形しやすい材質の印鑑、欠けている印鑑、白ぬきの印鑑は登録できません。

登録する印鑑は 1 人 1 個に限られています。また、1 個の印鑑を複数人で登録することもできません。

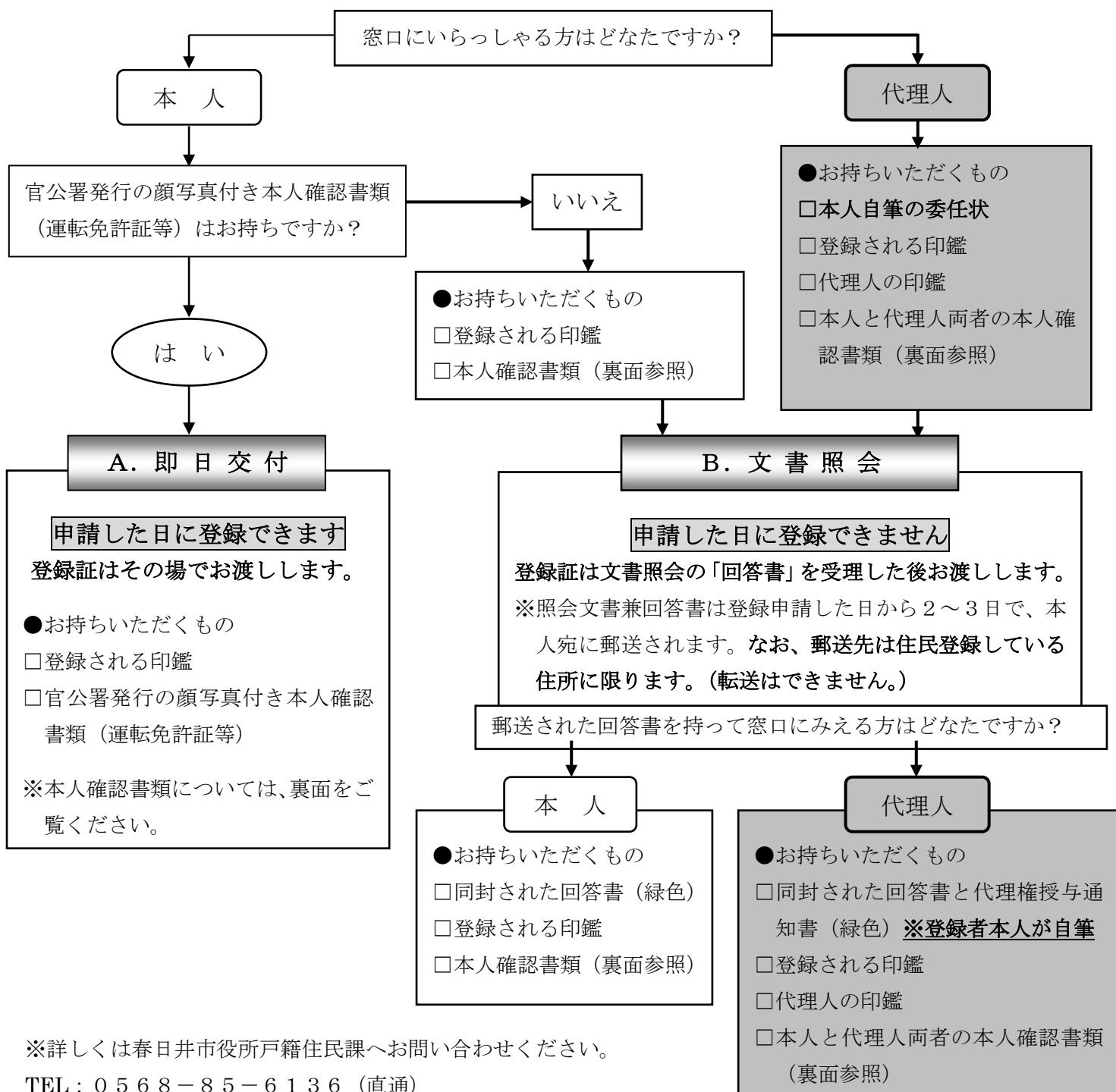
## 3. 登録の方法

次の A・B の 2 つの方法があります。次の流れ図で確認してください。

**市民の財産を守るため、印鑑登録の手続きは厳正です。**

印鑑登録申請には**必ず本人確認書類を提示してください**。※本人確認書類は裏面をご覧ください。

本人確認方法は本人申請・代理人申請を問わず**文書照会で行うことを原則**としています。



# 印鑑登録等の申請に必要な本人確認書類

- ① 本人確認書類は、申請日時点で有効であるもの、かつ原本をお持ちください。
- ② 顔写真付きの本人確認書類は、現在の本人と確認できるものに限ります。
- ③ 下記の書類をお持ちでない場合はご相談ください。

## 申請日に印鑑登録証をお渡しします

運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード（顔写真付のもの）、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、獣銃・空気銃所持許可証、身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証（銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第2項に規定する教習資格認定証をいう。）、検定合格証（警備員等の検定に関する規則第8条に規定する合格証をいう。）、精神障がい者保健福祉手帳（顔写真付のもの）、官公署がその職員に対して発行した身分証明書

## 申請日に印鑑登録証をお渡しできません（後日お渡しとなります）

健康保険の資格確認書、介護保険被保険者証、子ども・心身障がい者・母子家庭等・精神障がい者の各医療費受給者証、特定疾患医療給付事業受給者票、精神障がい者保健福祉手帳（顔写真なしのもの）、国民年金手帳又は証書、厚生年金手帳又は証書、船員保険年金手帳又は証書、共済年金証書、恩給証書、預貯金通帳、キャッシュカード、官公署が発行した資格証明書、住民基本台帳カード（顔写真なしのもの）、療育手帳（顔写真付のものを含む。）

## 【お問い合わせ先】

春日井市市民生活部戸籍住民課 0568-85-6136（直通）